

経 済 産 業 省

20180501 貿 局 第 2 号
輸入注意事項 30 第 19 号
経済産業省貿易経済協力局

「輸入公表三の 7 の (5) に基づく経済産業大臣の輸入に関する確認について」
(平成 15 年 10 月 17 日付け輸入注意事項 15 第 43 号) の一部を改正する
規程を次のとおり制定する。

平成 30 年 5 月 15 日

経済産業省貿易経済協力局長 石川 正樹

「輸入公表三の 7 の (5) に基づく経済産業大臣の輸入に関する確認
について」 の一部改正について

「輸入公表三の 7 の (5) に基づく経済産業大臣の輸入に関する確認について」
(平成 15 年 10 月 17 日付け輸入注意事項 15 第 43 号) の一部を別紙の新
旧対照表のとおり改正し、平成 30 年 6 月 1 日から施行する。

「輸入公表三の 7 の(5)に基づく経済産業大臣の輸入に関する確認について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○輸入公表三の 7 の(5)に基づく経済産業大臣の輸入に関する確認について（平成 1 5 年 1 0 月 1 7 日付け輸入注意事項 1 5 第 4 3 号）

改 正 後	現 行
上記貨物を輸入しようとする者は、平成 1 5 年 1 1 月 1 0 日以降、下記により経済産業大臣の確認書の交付を受けてください。	上記貨物を輸入しようとする者は、平成 1 5 年 1 1 月 1 0 日以降、下記により経済産業大臣の確認書の交付を受けてください。
記	記
1 (略)	1 (略)
2 提出書類	2 提出書類
(1)～(3) (略)	(1)～(3) (略)
(4) アメリカ合衆国、ロシア又はオーストラリアから輸入する絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（以下「法」という。）施行令（平成 5 年政令第 1 7 号）別表第 1 の表 1 及び別表第 2 の表の 1 に掲げる種で<u>法第 6 条第 2 項第 4 号</u>に規定する個体を輸入しようとする場合にあっては、学術研究又は繁殖の目的でその個体を輸出することを許可した旨の当該輸出国の政府機関の発行する証明書・・・・・・・・・・ 1 通	(4) アメリカ合衆国、ロシア又はオーストラリアから輸入する絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（以下「法」という。）施行令（平成 5 年政令第 1 7 号）別表第 1 の表 1 及び別表第 2 の表の 1 に掲げる種で<u>法第 6 条第 2 項第三号</u>に規定する個体を輸入しようとする場合にあっては、学術研究又は繁殖の目的でその個体を輸出することを許可した旨の当該輸出国の政府機関の発行する証明書・・・・・・・・・・ 1 通
3 (略)	3 (略)
[別紙様式] (略)	[別紙様式] (略)